

昨年、受講された方も
最新の内容をご確認下さい！

インボイス制度で影響を受けている事業者の皆様へ

インボイス制度 スタート後の実務対応

今年注目の定額減税についても解説します！

10月29日(火)

13:30~16:30 開催

主な講座内容

- 令和5年度消費税法改正による
新たな負担軽減措置の実務への影響
- 電子インボイス
- インボイス制度における帳簿と
インボイスで生じる税額のズレ対応
- インボイス制度開始後の接待飲食費5,000円基準に注意
- ETCのインボイス対応
- 鉄道料金等のインボイス交付
- 銀行手数料のインボイス対応
- 水道光熱費のインボイス交付対応
- 自販機特例等の帳簿記載
- インボイス制度導入後の外注費等と給与等の考え方
- インボイス制度開始後の最終仕入原価法を確認
- 請負金額の段階請求とインボイスの交付義務
- 公共料金の立替払を行う事業者の対応
- セミナー参加費に係る適格請求書の交付方法
- パーキング・メーター利用料金は非課税
- 令和5年10月以降の出張旅費に係る保存すべき書類
- インボイス制度開始後の税務調査

番外編：定額減税について

昨年10月よりインボイス制度が開始しました。制度導入後、会計処理や仕入れ税額控除等の実務対応をされているかと存じますが、法改正の部分と現状の実務対応に誤りが無いか不安だと考える方の声も多く聞きます。本セミナーでは、令和6年度消費税法改正点も踏まえながら、今行っている実務対応に誤りがないのか見直しの点も含めて分かりやすく解説します。

〈講師プロフィール〉

ほし ただし

星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究所 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在はインボイス、電子帳簿保存法の実務対応や誰もが避けて通れない相続をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。



〈主催〉公益社団法人 **井笠法人会**

〈共催〉**笠岡商工会議所**

笠岡市中央町 3-3 笠岡商工会議所内
TEL0865-63-1151 FAX 0865-62-3730

【申込方法】

下記申込書に記入の上、FAXにて
10月18日までにお申込ください。

10/29(火)開催 『インボイス制度スタート後の実務対応』 受講申込書

(公社)井笠法人会 行 ⇒ FAX:0865-62-3730

(申込日:令和6年 月 日)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。